

# 令和7年度固定資産税【償却資産】申告の手引き

令和6年12月

各 位

八 潮 市

## 令和7年度固定資産税（償却資産）の申告について

市税につきましては、平素から格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税（償却資産）につきましては、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在本市に所在する償却資産について、当該償却資産の所有者の方に申告していただくことになっておりますので、この手引きによりご案内いたします。

つきましては、償却資産申告書を同封いたしますので、記載要領を参考に作成のうえご提出くださるようお願い申し上げます。

## 償却資産のあらまし

### 1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等が対象になります。

### 2 償却資産の種類と具体例

課税の対象となる償却資産の内容を種類別に分類すれば次のとおりです。

資産の種類	主な償却資産の例
第1種 構築物	舗装路面、煙突、井戸、看板、広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事等又は建物附属設備で償却資産に該当するもの
第2種 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー・クレーン等の土木建設機械、機械式駐車設備等
第3種 船舶	ボート、漁船、釣舟、観覧船等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定するもの）、台車、自転車、リヤカー、荷車等
第6種 工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、検査工具、金型、衝立、応接セット、理容及び美容機器、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、金庫、ロッカー、レジスター、その他事務用機器等

### 3 償却資産と家屋の区分

家屋に取り付けられている設備は、固定資産税の課税上、家屋とする場合又は償却資産とする場合があります。

家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっており、家屋の効用を高める電気設備、衛生設備、給排水設備、空調設備、運搬設備、消火設備等の建築設備は家屋の評価対象になります。

ただし、賃借人（テナント）等の家屋の所有者以外の者が取り付けた内装、間仕切り、造作、建築設備等の事業資産については、賃借人（テナント）等の償却資産として取り扱います。

詳しくは次ページの【償却資産と家屋の区分表】をご確認ください。

【償却資産と家屋の区分表】

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	家屋と設備所有者が同じ場合		
			償却資産とするもの	家屋とするもの	
建築工事	外構(外装)工事等	工事一式(門・塀・緑化施設・自転車置き場・ごみ置き場等)	○		
電気設備	受変電設備	設備一式	○		
	予備電源設備	蓄電池・発電機等の予備電源設備一式	○		
	動力配線設備	特定の生産又は業務上の利便性を高める動力分電盤・動作操作盤・手元開閉器・配線等	○		
	照明設備・照明器具設備	屋外照明設備(外灯・庭園灯・配管・配線)・ネオンサイン・投光器・スポットライト等	○		
	電気引込設備	屋外引込工事等一式	○		
	電灯コンセント配線設備	屋外設備一式	○		
	電話設備		電話機・交換機等	○	
			電話電源装置(蓄電池・充電器)	○	
			電話配線設備(配線及び配管、プルボックス等)		○
		L A N 設備	L A N 設備一式	○	
		インターホン設備	集合住宅の玄関機・親機・子機等		○
	拡声放送設備		配線・配管・埋込式スピーカー等		○
			装置及び機器類	○	
	火災非常通報等設備		火災報知装置		○
			非常通報装置設備一式		○
		回転灯・ガス警報器	○		
監視カメラ配線等設備		受像器(テレビ)、カメラ・ITV架	○		
		配線・配管等		○	
	避雷設備	設備一式		○	
給排水設備	給水設備・排水設備	屋外設備一式	○		
給湯・ガス設備	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)	○		
	ガス設備	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)・中央式給湯設備		○	
	給湯設備	屋外設備一式	○		
衛生設備	衛生器具設備	衛生設備一式(洗面器・便器・シャワー等)		○	
消火設備 消防設備	消火栓設備	消火ポンプ・配管・バルブ・消火栓・スプリンクラー設備等		○	
	消火設備	屋外消火栓設備及びノズル・パッケージ型消火設備	○		
	消火設備	消火器・ホース・避難器具(避難はしご等)	○		
空調設備	空調設備	エアコン壁掛け型・ウインド型	○		
		埋込式エアコン・エアカーテン等		○	
	換気設備	送風機・換気扇・排風機・ダクト・吹出口・ダンパー等		○	
	換気設備	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備(ドラフトチャンバー・スクラバー等)	○		
運搬設備	運搬設備	エレベーター・エスカレーター		○	
		工場用ベルトコンベア・垂直搬送機	○		
業務用設備	工場等の生産設備等	動力設備一式及びベルトコンベア・天井クレーン等	○		
	工業用給水設備一式	特定の生産又は業務用設備一式(工業用水の設備・ろ過装置等)	○		

※家屋の所有者以外の者が取り付けた内装・造作・建築設備等は全て償却資産として申告が必要になります。

※償却資産と家屋の区分に当たっては、令和6基準年度の固定資産評価基準に基づき、一般的な施工状況のものを想定し、区分しています。家屋の評価状況等で扱いが異なる場合があります。

#### 4 国税と固定資産税の取扱い比較

項 目	国 税	固 定 資 産 税
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度 （定率法選択の場合） ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認めている	認めていない
特別償却、割増償却 （租税特別措置法）	認めている	認めていない
増加償却 （所得税・法人税）	認めている	認めている
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	30万未満の減価償却資産について損金算入を認めている	金額にかかわらず認めていない （課税対象となる）

## 償却資産の評価方法など

### 1 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、取得価額を基準とし、取得年月及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

(1) 前年中に取得した資産の評価額の算出

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) \\ &= \text{取得価額} \times \text{「減価残存率表」のA欄の率} \end{aligned}$$

(2) 前年前に取得した資産の評価額の算出

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) \\ &= \text{前年度の評価額} \times \text{「減価残存率表」のB欄の率} \end{aligned}$$

※減価率は、減価残存率表を参照してください。

※算出した額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

※取得価額は、事業者が消費税額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法（税込経理方式）を採用している場合は消費税額を含んだ金額となり、含めないで処理する方法（税抜経理方式）を採用している場合は消費税額を含まない金額となります。

**減価残存率表**

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中に取得した資産 A	前年前に取得した資産 B			前年中に取得した資産 A	前年前に取得した資産 B			前年中に取得した資産 A	前年前に取得した資産 B
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

※前年中に取得した資産の減価残存率

$$1 - (\text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2)$$



前年中取得の資産については、取得月にかかわらず半年償却（1/2）を行います。

## 2 課税標準・免税点・税率及び納期

- (1) 課税標準は、賦課期日(1月1日)における価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
- (2) 課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。
- (3) 課税標準額(合計)は、1,000円未満を切り捨てます。
- (4) 税額は、課税標準額×税率1.4%で算出します。(100円未満を切り捨て)  
(例：課税標準額が200万円の場合  $2,000,000円 \times 1.4\% = 28,000円$ )
- (5) 納期は、5月、7月、12月、2月の4回です。

## 3 その他

申告書受理後、地方税法に基づいて必要に応じ個々の事業所の实地調査を行うことがありますので、特に本市外に住所のある法人で、その市外の住所(本社等)で経理を処理している事業所は、必ず固定資産台帳等の写しを本市内事業所に備え償却資産の状況を明らかにしておくようお願いします。

**注意!**

正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をした場合には、過料等が科されることがありますので、ご注意ください!

## 非課税・課税標準の特例など

### 1 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、7、8、9項）、同法附則第14条（第1～3項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

非課税の適用を受けるためには、別途申請が必要です。

### 2 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する方は「課税標準の特例に係る届出書」と特例の内容に応じた添付書類を提出してください。

※この表は特例の一例です。

適用条項	対象資産		取得時期	特例割合・適用期間
法附則 第15条 第44項	先端設備導入計画に基づいて新たに取得した設備で以下の要件を満たすもの  1. 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目標を達成するために必要不可欠な設備 2. 生産・販売活動の用に直接供されるものであること。 3. 中古資産でないこと  (機械装置160万円以上/工具30万円以上/器具備品30万円以上/建物附属設備60万円以上)	賃上げの表明をしない場合	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1/2 (最初の3年度分適用)
		賃上げの表明をした場合	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1/3 (最初の5年度分適用)
			令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1/3 (最初の4年度分適用)

### 3 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法による耐用年数の短縮、増加償却の適用を受けた償却資産については、次の書類を提出してください。

- (1) 短縮耐用年数…国税局長に提出した「耐用年数の短縮の承認申請書」の写し
- (2) 増加償却…所轄税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写し

## 償却資産の申告について

○昨年度からの大きな変更点はありません。

### 1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、八潮市内に事業用の償却資産を所有されている方です。なお、次の方々も申告が必要になります。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合など所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- エ 償却資産を共有されている方（共有者全員の連名で申告）

### 2 申告の方法及び提出書類

(1) 初めて申告される方及び電子申告される方…全資産を申告してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		注 意 点
		増加資産	減少資産	
申告する資産がある方	○	○	×	種類別明細書には、市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	×	申告書右下「18 備考」欄の3（該当する資産なし）に○を記入してください。

(2) 前年度以前に申告された方…増加・減少資産を申告してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		注 意 点
		増加資産	減少資産	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書右下「18 備考」欄の2（昨年の申告資産に増減なし）に○を記入してください。
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産（申告漏れを含む）を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産）に減少した資産（申告漏れを含む）を記入してください。
増加及び減少した資産が両方ある方	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を、種類別明細書（減少資産）に減少した資産（それぞれ申告漏れを含む）を記入してください。
廃業 解散 } 転出 }      等の方	○	×	×	申告書右下「18 備考」欄の4（廃業・解散・転出等）に必要事項を記入してください。

※それぞれの区分により、○印のついている書類をご提出ください。

※その他、課税標準の特例が適用される資産又は非課税資産については、当該事実を証明する書類及び固定資産税の課税標準の特例に係る届出書又は固定資産税非課税適用申告書をご提出ください。

※耐用年数の短縮又は増加償却を行っている資産については、承認書又は届出書の写しをご提出ください。

### 3 申告の対象となる資産

令和7年1月1日（賦課期日）現在、事業の用に供することができる有形固定資産で、次に掲げる資産も申告が必要となります。（以下は、対象となる資産の例です。）

- ア 耐用年数が経過した償却済資産
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休、未稼働であっても、いつでも事業の用に供しうる状態にある資産
- エ 資本的支出として資産に計上した改良費（本体部と区別して別に1個の資産として取り扱います。）
- オ 少額資産であっても、資産として計上しているもの
- カ 建物（建築設備を含む）勘定に経理されていても、償却資産と家屋の区分で家屋に含まれない資産
- キ 大型特殊自動車
- ク 赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ケ 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例とした資産

### 4 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象となりませんので申告の必要はありません。

- ア 自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産（例：鉱業権、特許権、実用新案権等）
- ウ 生物（ただし、観賞用、興行用及びこれらに準ずる用に供するものは課税対象です。）
- エ ①使用可能期間が1年未満又は取得価額10万円未満の減価償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得計算上、一時に損金又は必要な経費に算入される資産  
※10万円未満のものについては一時損金計上可能
- ②取得価額20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択した資産  
※10万円以上20万円未満のものについては、事業年度ごとに一括3年償却するか又は通常の減価償却とするかどちらかの選択が可能  
ただし、本来の耐用年数を用いて個別に減価償却をした場合は課税の対象となります。
- ③ファイナンスリースに係る資産で、その所有者が取得した際の取得価額20万円未満の資産

### 5 申告書の提出期限

申告書の法定提出期限は、令和7年1月31日です。

## 6 インターネットによる申告

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる申告が可能です。  
電子申告を新規に利用する場合は、eLTAXで利用可能な電子証明書等を予め取得されたうえ、  
地方税ポータルシステムのホームページにて利用届出を行う必要があります。

詳しくはeLTAX(エルタックス)のホームページでご確認ください。

アドレスは、(<https://www.eltax.lta.go.jp>)です。

## 7 申告書提出先

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 八潮市役所資産税課 家屋・償却資産係

電話 048-996-2111 内線329

※申告書を郵送される方で受付印を押した申告書の控への返送をご希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封くださるようお願いいたします。

注 意!

今回の申告では、**令和7年1月1日現在**の資産状況を申告していただくものです。  
決算期現在ではありませんので、改めてご注意願います。

## 申告書の記載要領

- 1 申告書は、令和7年度償却資産申告書、種類別明細書(増加・全資産用、減少資産用)に分かれており、それぞれ提出用・控用の2部複写式になっています。ノーカーボン紙使用のため、記載にあたっては、他の用紙への重複複写にご注意ください。
- 2 申告書・明細書とも(提出用)を提出してください。(控用)は控え用として保管してください。
- 3 申告用紙が不足した場合は送付しますので、ご連絡ください。
- 4 申告書は太線の枠内のみ記載してください。
- 5 決算期以降賦課期日までの間に取得した資産について、申告漏れのないよう特に注意してください。

決算期以降の申告漏れの資産又は決算期に関係なく申告漏れをした資産については、修正申告により課税させていただくことになります。

# 1 償却資産申告書記入例

個人の方は12ケタの個人番号を右詰めで記入し、法人の方は13ケタの法人番号を記入してください。

提出する日付を記入してください。

4 事業種目：事業の内容を具体的に（例：ガス・石油製品販売業等）記入してください。  
 5 事業開始年月：当事業所を八潮市に開設（設置）した年月を記入してください。  
 6 この申告に答える者の氏名：この申告書を作成した担当者、係名及び電話番号を記入してください。  
 7 税理士等の氏名：経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

令和7年1月10日		令和7年度	
受付印		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
(宛先) 埼玉県八潮市長		受付番号	
〒340-8588		発送番号	
埼玉県八潮市 中央 1-2-1		8 短縮耐用年数の承認	
OOO工業株式会社		9 増加償却の届出	
昭利50年10月		10 非課税該当資産	
OOO工業株式会社		11 課税標準の特例	
八潮太郎		12 特別償却又は圧縮記帳	
八潮太郎		13 税務会計上の償却方法	
八潮太郎		14 青色申告	
八潮太郎		15 八潮市内にお	
八潮太郎		中央1-2-1	
八潮太郎		八潮市	
八潮太郎		八潮市	
八潮太郎		八潮市	
八潮太郎		貸主の名称等	
八潮太郎		八潮リース(株)	
八潮太郎		事業所用家屋の所有区分	
八潮太郎		自己所有・借家	
八潮太郎		備考(添付書類等) ※郵送で申告書(控)を希望される方は切手を貼った返信用封筒(住所・氏名等を記入)を同封してください。	
八潮太郎		該当する番号を○で囲んでください。	
八潮太郎		1 増加・減少資産あり(別紙、種類別明細書に記入してください)	
八潮太郎		2 昨年の申告資産に増減なし	
八潮太郎		3 該当する資産なし	
八潮太郎		4 廃業・解散・転出等(年月日)	
八潮太郎		売却先名称	
八潮太郎		住所・電話番号	
八潮太郎		5 その他(具体的に記入してください)	
八潮太郎		※ 決算期を記入してください 3月31日	

住所・氏名(ふりがな)等を確認のうえ変更がありましたら訂正してください。なお、電話番号を記入し、法人にあっては代表者名を記入してください。

それぞれ該当する方を○で囲んでください。

八潮市内の当事業所の所在地を書いてください。なお、リース業等で資産所在地が異なる場合は種類別明細書の摘要欄に記入してください。

償却資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産が仮に無償で貸与されている場合は貸主の名称等を記入してください。

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

該当する番号を○で囲んでください。

処理欄のため記入不要です。

※太線の枠内はすべて記入してください。決算期現在の資産ではなく、決算期後に増、減した資産も含めた、賦課期日現在の資産を申告してください。

2 種類別明細書の記入例  
(1) 増加資産・全資産用

下記の資産の種類を表を参照し、各資産の種類番号を記入してください。

更正種類	令和7年度
2	新規

資産を取得した年月又は製作年月を記入してください。改良に係る部分については、その改良を行った年月を記入してください。

氏名又は名称を確認してください。

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に取得した資産を記入してください。ただし、前年前における申告漏れがあった場合は、摘要欄に「申告漏れ」と記載し、取得価額は申告書の前年前に取得したものに含めてください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名	1枚のうち	宛名コード
〇〇工業株式会社	1枚	

行番号	資産の種類	資産コード		資産の名称等	数量		取得年月	取得価額 千円 百万円	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	非課税 摘要
		年号	頁		年号	月									
01	1	5	07	01	1	50	6	4	600000	15	0		1,2 3,4	1/1	
02	2	5	"	02	2	50	6	1	520000	12	0		1,2 3,4		
03	6	5	"	03	1	50	6	6	350000	5	0		1,2 3,4		
04	6	5	"	04	1	50	5	6	200000	6	0		1,2 3,4		
05	5	5	"	05									1,2 3,4		
06	5	5	"	06									1,2 3,4		
07	5	5	"	07									1,2 3,4		
08	5	5	"	08									1,2 3,4		
09	5	5	"	09									1,2 3,4		
10	5	5	"	10									1,2 3,4		
11	5	5	"	11									1,2 3,4		
12	5	5	"	12									1,2 3,4		
13	5	5	"	13									1,2 3,4		
14	5	5	"	14									1,2 3,4		
15	5	5	"	15									1,2 3,4		
16	5	5	"	16									1,2 3,4		
17	5	5	"	17									1,2 3,4		
18	5	5	"	18									1,2 3,4		
19	5	5	"	19									1,2 3,4		
20	5	5	"	20									1,2 3,4		
小計													1,670,000		

資産の名称を22字以内にまとめて左詰で記入してください。なお、濁点、半濁点をそれぞれマスとして記入してください。

その資産を取得するために要した金額（取得運賃・据付工事費等の附帯費を含む）又は支出すべき金額を記入してください。また、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮記録をしたものについては、圧縮後の価格ではなく、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。

法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令）を資産ごとに記入しなさい。なお、法人税法又は所得税法の規定による短縮耐用年数あるものは中古耐用年数が認められているものについては、その耐用年数を記入してください。

右詰めで記入してください。

1月1日取得の場合は、摘要欄に1/1と記入して下さい。

申告していない前年前取得の資産を申告する場合は、摘要欄に「申告漏れ」と記入して下さい。

該当する増加事由の番号（下記注意を参照）から選んで○で囲んでください。

1	2	3	4	5	6
構築物	構築物及び機械器具	船舶	航空機	車両運搬具及び船舶	工業用機械器具及び備品

注意 1 「取得年月の年号」の欄は、3昭和、4平成、5令和のいずれかを記入してください。  
2 「増加事由」の欄は、1新鋭取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれか○印を付けてください。

八潮市

(2) 減少資産用

資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数は、それぞれ同封の「償却資産明細書」を参照して記入してください。

令和7年1月1日現在、廃棄、売却、移動等によって「償却資産明細書」から抹消される資産を記入してください。

氏名又は名称を確認してください。

第二十六号様式別表二 (提出用)

更正の種類		令和7年度		所有者名		1枚のうち		宛名コード						
1 取消				〇〇工業株式会社		1 枚								
行番号	資産の種類	資産コード		数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分						
		申告年度	頁					1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他			
01	6419	001	07	1	4187	420001	519	1	②	3	4	①	2	老朽化による
02	6420	001	02	2	4193	1200001	520	1	②	3	4	1	②	取得価額24万円(数4)のうち12万円(数2)減少
03	6423	001	07	1	42210	630001	523	1	②	3	4	①	2	令和3年4月減少
04								1	2	3	4	1	2	
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														

同封の「償却資産明細書」を参照し、減少資産となる品目の資産コード(参照資料左側)を記入してください。

当該資産について最初に申告した年度を記入してください。

当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ〇で囲んでください。

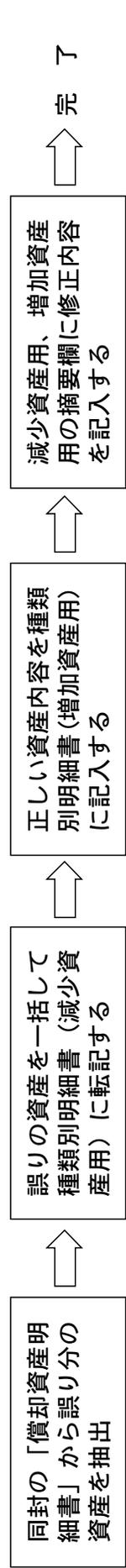
3. 昭和 4. 平成 5. 令和 のいずれかを記入して下さい。

右詰めで記入してください。

資産の一部が減少した場合、数量、取得価額は減少した分のみを記入してください。

次のような事項を記入してください。  
当該資産が減少した事由について  
「1 売却」の場合…その売却先の名称等  
「2 滅失」の場合…その理由  
「3 移動」の場合…その移動先の所在等  
○令和6年1月1日以前に減少した資産があった場合は、減少年月

(3) その他 ●取得価額、耐用年数、取得年月に誤りがあった場合



## 個人所有者の方へ

### マイナンバーの記載と本人確認について

平成28年1月の社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を所定の記載欄に記載いただくようお願いいたします。

なお、個人番号を記載した申告書をご提出していただく場合、マイナンバー法に定める※本人確認措置をさせていただきます。

つきましては、15ページ「マイナンバー確認資料一覧」をご確認いただき、確認する資料の提示をお願いします。郵送の場合はその写しを添付のうえ、ご提出ください。

#### ※本人確認措置とは

- ・申告書に記載された番号が正しい番号であることの確認（番号確認）
- ・手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）をいいます。また、本人以外の者（代理人）が本人に代わり申告書を提出する場合は、代理権の有無についての確認を行います。

※申告書にマイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。

また、確認資料の不備により本人確認措置ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので、ご了承ください。

通知カード



個人番号カード（マイナンバーカード）



※個人番号（マイナンバー）は裏面に記載してあります

## マイナンバー確認書類一覧

(1) 本人が申告書を提出する場合

### 所有者本人の番号確認資料

#### 【次の書類から1点】

- ・個人番号カード（裏面）
- ・通知カード

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能

- ・個人番号記載の住民票



### 身元確認書類

#### 【次の書類から1点】

- ・個人番号カード（表面）
- ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード
- ・顔写真付身分証明書（社員証、資格証明書等）で  
①氏名②生年月日または住所が記載されているもの

#### 【上記のものがない場合は次の2点】

- ・健康保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・官公署から発行・発給された書類であって①氏名  
②生年月日または住所が記載されているもの

(2) 代理人（税理士等）が申告書を提出する場合

### 代理権の確認

#### 【任意代理人の場合】

委任状、税務代理権限証書等

#### 【法定代理人の場合】

戸籍謄本その他その資格を証明する書類



### 代理人の身元確認資料

#### 【次の書類から1点】

- ・代理人の個人番号カード
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・税理士証票
- ・顔写真付身分証明書（社員証、資格証明書等）で  
①氏名②生年月日または住所が記載されているもの

#### 【上記のものがない場合には

#### 次の書類から2点】

- ・代理人の健康保険者証
- ・年金手帳
- ・顔写真のない身分証明書（社員証、資格証明書等）で  
①氏名②生年月日または住所が記載されているもの
- ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・納税通知書
- ・源泉徴収票



### 所有者本人の番号確認資料

#### 【次の書類から1点】

- ・個人番号カード（裏面）
- ・通知カード

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能

- ・個人番号記載の住民票

## 【提出前に次の確認をお願いします】

各項目を確認のうえ、左のチェック欄に☑を入れてください。

### □ 1. 申告する資産は次の条件に該当しますか

- ①八潮市内に存在する資産である。
- ②令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる、またはできる状態である。
- ③耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産である。  
(取得価額が20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。)

### □ 2. 次の資産を申告に含めていますか

- ①「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費または全額損金算入した資産
- ②簿外資産
- ③建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が1月1日現在で事業の用に供している資産
- ④耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産  
(取得価額の5%が評価額の限度額となります)
- ⑤貸付事業の用に供している資産
- ⑥遊休・未稼働資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産
- ⑦社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産
- ⑧大型特殊自動車

### □ 3. 次の資産を申告から外していますか

- ①家屋の評価に含まれる部分
- ②無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税軽自動車税の対象となる自動車等

### □ 4. 償却資産の価値を高める費用は、改良費（資本的支出）として別に申告していますか

### □ 5. テナント入居者が取り付けた家屋の附帯設備は、入居者が償却資産として申告をしていますか

### □ 6. 種類別明細書について

- ①資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に記入漏れや計算誤り等はないですか
- ②1月1日取得の資産について摘要欄に「1/1」と記載していますか
- ③令和5年以前に取得した資産で決算の関係上、申告がされていなかった資産については摘要欄に「申告漏れ」と記載していますか

### □ 7. 申告書について

- ①屋号、連絡先、担当者名、税理士名等に記入漏れはないですか
- ②昨年の申告の取得価額の合計と今年度申告書の「前年前に取得したもの」の取得価額はあっていますか
- ③借用資産（リース資産）がある場合、貸主の名称を記入していますか